

平成25年7月

事業主各位

唐津労働基準監督署長

酸欠・硫化水素中毒の防止について（注意喚起のお願い）

日頃より労働災害防止対策をはじめ労働者の健康障害防止など労働行政の推進につきまして、ご理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月30日佐世保市内の水産関係の卸売り事業場において、汚水槽内での作業中、硫化水素中毒によるものと思われる災害が発生、3名が被災し、うち1名が死亡するという重大災害が発生したところです。

硫化水素中毒の防止措置は、酸素欠乏症の防止措置と併せて労働安全衛生法に基づく「酸素欠乏症等予防規則」において定められていますが、これらの健康障害がひとたび発生すると死亡災害など重篤な災害に繋がりがねないものであることから、本規則により事業主は、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講じるよう努めることとされております。

酸素欠乏症は、例えば穀物や飼料が入れてある貯蔵庫などの内部、長期間密閉されていた鉄製タンクや船倉等の内部、密閉された環境での酸素消費などでも発生しております。

硫化水素については、例えば、し尿、汚水、魚等の腐敗などによっても発生することがあり、高温多湿となる夏季にはその発生の可能性も高くなります。

さらに空気より比重が重いことから、排水ピットや深い溝の底に滞留している可能性があり、また、水溶性が高いことからピット等の底に溜まった汚水を攪拌した際に、汚水に水溶していた硫化水素ガスが発散する可能性もあります。

つきましては、貴職におかれては、【別紙】及び別添パンフレット等を参考に、「酸素欠乏危険場所」における作業がないか確認し、これらが存在する場合は、『酸欠・硫化水素中毒』の防止対策に係る作業標準を早急に策定するとともに、これを労働者に周知するなど『酸欠・硫化水素中毒』の防止に万全を期されるようお願いいたします。

[問い合わせ先]

唐津労働基準監督署

安全衛生課 橋口、江口

0955-73-2179